

教員の過重労働と公務災害

東京過労死を考える家族の会 中野 淑子

1、中野公務災害認定事案

(1) 中学校教師の過労死

○夫 中野宏之の死

・公務過重性 1987年4月1日 教員の定期異動により、新任校に赴任

・公務分掌一16 (同校他教諭との比較労働指数 170)

分掌数は平均の2倍以上になる。

(例) 校務主任、安全主任、管理主任、日課時間割、研究推進委員、給食会計、校納金等

・授業時数 英語担当 18時間、帰国子女の指導 2～3時間 (指数 58)

担当授業時数は平均並みである

・発症前1か月 2学期末の家庭におけるパソコン作業は、3年生の進路指導資料の作成、2学期末の成績処理 10クラス分、会計の締め等、深夜・早朝・土日・休日など資料作りに忙殺される日々となる。夜の進路指導会議 (査定会、この会議には校長も出席していた) に使用するため、10クラスの担任から出そろった成績資料を放課後、家に持ち帰り、パソコンに打ち込んで3年生全員の資料を作り、会議に間に合わせたこともしばしばあった。当時、まだ学校にパソコンが導入されておらず、月賦で購入したパソコンを使用、操作も不慣れで能率が悪く、若い教員に、夜、操作方法を聞きに行ったりしたこともあった。彼の思いは、「担任の負担を少しでも軽くしてあげたい。その分、生徒に丁寧に関わってほしい、担任は生徒にしっかり着くべきだ。」という持論だった。

・発症前1か月の労働時間は 所定外 143時間、(内) 自宅での労働時間 120時間

★1日平均4～5時間の授業の他に16もの校務分掌の仕事をこなすのは、非常に困難を極め、明らかに公務過重である。

校舎の破損個所の修理・保全、庭木の剪定、職員が退勤した後の校舎の戸締り、防災訓練の指導・警察・消防署などの連絡、研究校としての計画・立案・運営、給食費未納者への連絡・指導などなどで次第に帰宅時間が遅くなり、夏休みも改築業者との折衝・校舎の管理などで出勤し、次第に血圧も上がり、体調不良に陥る。普段、弱音を吐いたり愚痴などこぼしたりしたことのない夫が、この頃か愚痴が多くなり、疲労を訴えるようになる。「こんなに分掌が多くては死んでしまう。」「もっと、生徒に密着した指導をしたい、教えることに専念したい。」「疲れるなー、来年は転勤希望を出そうかな。でも1年で出すのもなあー。」と逡巡。「なかなか風邪が抜けない、いつもより長引いている。頭痛がする。」「学校に行きた

くない、登校拒否の生徒の気持ち分かるな。」と、溜息。「あと2日で冬休みだ。自分を励まして行くか。」発症した当日は、娘に手を引っ張られてやっと起き、食事もありとらずバイクで出勤し、学校で発症。そのまま、帰らぬ人となる。

- ・経過 1987年12月22日 勤務校内でも膜下出血を発症 病院で昏睡状態続く
1988年1月1日 死亡 享年52歳 同僚曰く、「中野先生は公務災害だ。」と。
1989年2月10日 地方公務員災害補償基金千葉県支部に申請
1990年12月20日 「公務外」の認定を受ける
- ・公務外理由 ・家庭におけるパソコン作業は、校長の命令によるものではない。
・自宅での作業は、勤務公署内での公務と同様には評価できない。
・公務分掌における業務も、通常業務の範囲内である。
- ・その後の経過 1991年2月10日 審査請求書提出（代理人322名—教員・保護者他）
1991年6月27日～1992年1月31日 6回の審査会
代理人の出席（計375名）1回の出席者平均63名 意見陳述者（計26名）
1991年12月4日 審査会による現場検証（審査委員5～6名と当方参加）
学期末の12月、学校現場が如何に多忙を極めるか、夜遅くまで働く職員室の様子や、校内を回って見てもらう。
1992年8月21日 「公務外処分取り消し」となる

- 公務災害認定まで
- ・業務過重性と発症との関連性を立証する資料収集（市内中学校の校務分掌表、同じ役職、同教科担当の授業時間数等）
 - ・訴えと署名集めを可能な限り実施（退勤後と休日）
 - ・家族の訴えのビラ作成、駅頭で配布（毎月1日・11日・21日）
 - ・千葉職対連、全教千葉、全教船橋、新聞労連等の支援
 - ・基金支部に署名を届け、進捗状況を何度も聞きに行く
 - ・基金の対応が盥回し（本部協議⇔支部の決定）両者を5～6回往復
 - ・公務外処分に対する全国教職員の激怒
「教員はいちいち校長に命令を受けて仕事をしている訳ではない」
「夜、家に持って帰らなければ終わらない仕事が山積している」
「学校では生徒の指導があるし、勤務時間内では、仕事は終わらない」などなど（署名活動が活発になる）
 - ・支部審査会一口頭弁論6回、現場検証1回（12月教員の多忙な時期）

- (2) 公務災害担当として
- ・1991年～地方公務員災害補償基金本部要請（中断）
 - ・2003年～再開、現在に至る 該当者の要請書取りまとめ、
（毎年、勤労感謝の日を前に、厚労省要請と並行して実施）

- (3) その他の活動
- ・国会議員要請（各政党の事務所訪問）1992年～3・4年継続
 - ・2006年12月、第1次安倍内閣の時、ホワイトカラーエグゼンプション導入反対の集会において日比谷野音会場で訴える
丸の内・東京駅周辺・その他全国各地でビラ撒き、署名活動

- ・裁判傍聴 ・関係省庁への要請
- ・書籍の発行 （・原稿依頼・原稿の校正など）
 - ①「日本は幸せか」一過労死・残された50人の妻たちの手記
(1991.11.25 発行)
 - ②「死ぬほど大切な仕事ってなんですか？」(1997.11.25 発行)

2、公務災害認定事案に係る諸事例と申請手続きの問題点

(1) 鳥居裁判における包括的職務命令について

2002年9月13日、鳥居建仁先生は、愛知県豊橋市立石巻中学校の学校祭の最中に脳内出血で倒れた。脳内出血・左上下肢麻痺・高次脳機能障害となる。地公災基金すべて公務外処分を受ける。名古屋地裁に提訴、2015年2月、最高裁にて基金の上告棄却（完全勝利）

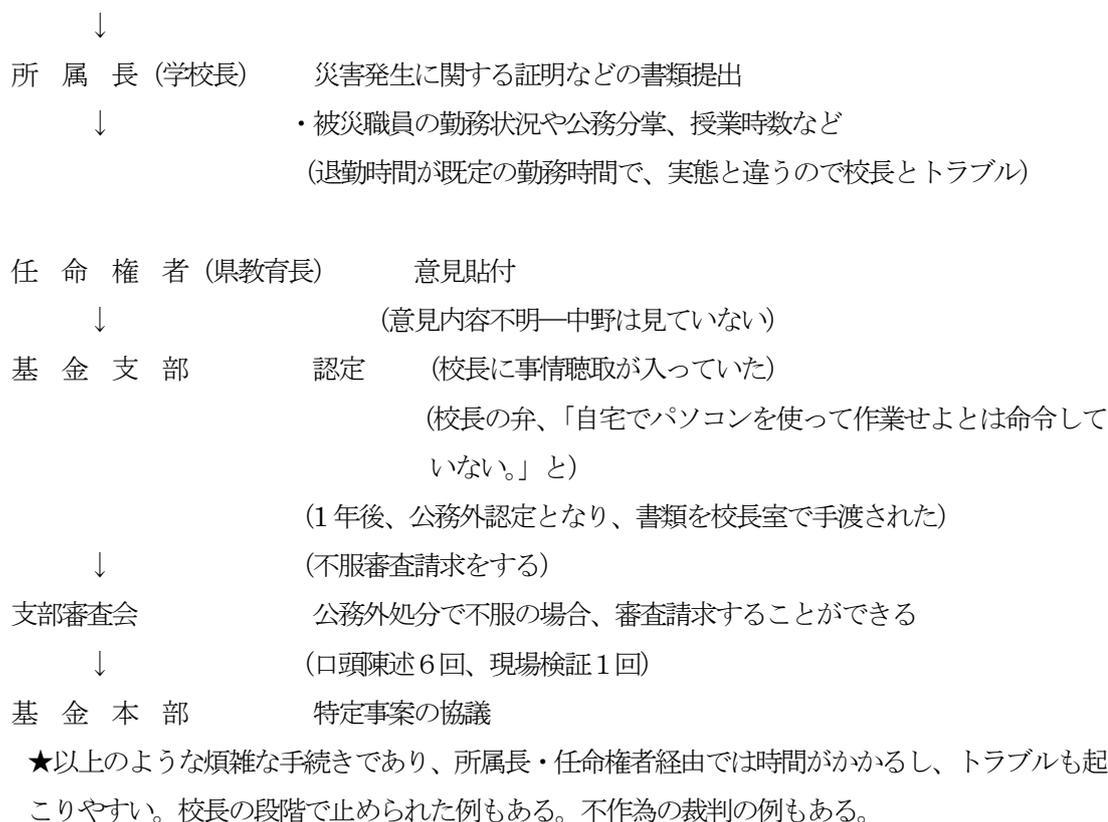
*最高裁判決 「教職員の職務遂行が、個別的な指揮命令を受けてなされるというより、校務分掌等による包括的な職務命令に従い、各教育職員が自主性・自発性・創造性を発揮しながら自ら進んで職務を遂行するという側面が強いことを意味しているものであり、教育職員が所定の勤務時間内に職務遂行の時間が与えられなかったため、その勤務時間内に職務をおえられず、やむを得ずその職務を勤務時間外に職務を遂行しなければならなかったときは、勤務時間外に勤務を命ずる旨の個別的な指揮命令がなかったとしても、それが社会通念上必要と認められるものである限り、包括的な職務命令に基づいた勤務時間外の職務遂行と認められ・・・指揮命令は黙示的なものでも足り、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれたものと評価できるものであれば公務に当たるといふべきである」 **★この判決を大切にしたい。**

(2) 地公災要請に係る諸事例

- ・要請人数 7～11名の間で推移 実態は多い筈であるが・・・
過去10年間の基金本部要請者延べ人数 81名
(一人で6～7回訴えている例もある)
- ・職種 教職員(45名)市・県職員(47名)→児童課長、文化財保護、保育士、公園整備室長、市バス運転士、保健福祉相談員、 開業医(2名)警察官(2名)
- ・被災の種類 うつ病、自死、くも膜下出血、脳機能障害、右上腕骨外上顆炎
- ・要請の内容 ・公務災害裁判の認定例を取りこむ(尊重する)こと。丁寧な調査、聞き取りをすること。 ・教職員の職務の特殊性を十分に考慮すること。 ・処理期間の迅速性。 ・公務上と判断した支部長の意見の尊重(本部協議で公務外にしない、本部協議通知の廃止)。「大綱に則り、十分に調査、研究、分析、結果の公表 ・各地方公共団体への指導・啓発・資料提供の徹底を図ること。
・裁判で公務上になった事案を控訴、上告しないこと。その他
- ・基金本部の対応 10年来殆ど同じような対応である。
: 努力をします: 承りました: 各支部の均衡を考慮しています
: 脳・心・精神疾患は本部協議としています。

(3) 申請手続きの問題点 ()内は中野事案の場合

被災職員 認定請求 ・過労死を立証する書類を整備して提出



3、「過労死等防止対策推進法」成立から

- ・推進法成立 2014年6月20日 ・「過労死等防止対策推進協議会」発足 2014年12月17日
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会～

成立 2015年7月24日

(1) 「過労死等防止対策推進協議会」委員として

- ・大綱完成 2015年7月24日 12月27日まで6回の協議会実施
- ・「大綱」に公務員の記述が比較的少なかったため、きちんと位置付けるよう申し入れる。
(勤務の実態、調査・研究・分析、公務災害認定の状況の公表と教職員の勤務の特殊性も強調)
- ・上記の事項を行うための予算措置をし、確実に実施されるように要望する。
- ・馳文科大臣と面談 教職員の職場環境の整備等要請

(2) 公務省庁から出された「過労死等防止対策の推進」のための取組み

- ・国家公務員一人事院職員福祉局 (1) 心の健康づくりに係る意識啓発、相談体制の運営等
 - (2) 勤務時間・休暇制度の運営
 - (3) 過労死等事案の分析
- 内閣官房内閣人事局 (1) 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス
推進のための取組指針」等による超過勤務縮減に向けた取組み
 - (2) 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー、各府省等

カウンセラー講習会)

- (3) eラーニング教材を用いたメンタルヘルス、ハラスメント防止講習

・地方公務員—総務省自治行政局公務員部安全衛生推進室 (28年度予算 1,241万5千円)

- (1) 地方公務員の安全と健康を確保し、公務災害を未然に防止するため、調査研究や啓発、地方公共団体への情報提供、助言等を実施
- (2) 地方公務員災害補償基金、地方公務員安全衛生推進協会とも連携
 - 地方公共団体の取り組み事例
 - ・過労死等防止対策推進法の施行を安全衛生関係者会議や省内メールで周知
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた取り組み
 - ・時間外勤務縮減に向けた取り組みの強化
 - ・年次休暇の計画的使用の促進
 - ・長時間勤務者への産業医等の面接指導等の強化
 - ・メンタルヘルスや健康管理に関する研修の実施 ・ストレスチェックの実施

4、今後の課題

- (1) 毎年行なっている地方公務員災害補償基金本部への要請者を増やしたい。在職死亡者が、小・中・高合わせると、500～600名にも上ると聞く。
- (2) 公務災害請求の手続きを何とか簡素化できないか？
(校長経由の段階を省きたい)
- (3) 基金の対応—「災害補償基金」という本来の立場を、きちんと機能させて欲しい。現状では、認定があまりにも狭き門で、認定までに年数がかかり、仮に認定されても控訴・上告される事案が多い。もっと被災者の立場に立ってほしい。
- (4) 補償も勿論大切であるが、それよりも予防が大切と考える。
地方公共団体に対しては、職場環境の整備（心身ともに）と労働時間の管理学校現場に対しては、より良い教育は先ず教職員の心身の健康からと認識して、適正な労働時間と健康管理にあることを職場ぐるみで積極的に周知・啓発の働きかけをして欲しい。